

## 災害対応法制の見直しに関する取組経緯等について

### 1 災害救助権限移譲等に係る主な要請の経緯

- 平成 8 年 11 月 『地方分権推進に関する指定都市の意見』  
※ 阪神・淡路大震災を踏まえた要請
- 平成 26 年 5 月 『災害対応法制の見直しに関する指定都市市長会要請』  
※ 東日本大震災を踏まえ、災害復興部会での議論を経て要請
- 平成 26 年 地方分権に関する提案募集（指定都市市長会共同提案）
- 平成 28 年 救助権限の移譲等について要請又は意見表明  
6 月・7 月・11 月 ※ 熊本地震の発生を機とした要請
- 平成 29 年 全政令指定都市市議会による災害時の法制度に関する見直しを  
9 月～11 月 求める意見書議決
- 平成 30 年 4 月 『災害救助法の見直しに係る指定都市市長会要望』  
※ 国の災害救助法改正に向けた動き等を踏まえ要望
- 平成 30 年 6 月 **災害救助法改正案 成立**

### 2 改正災害救助法の施行について

- 平成 31 年 4 月 1 日、**改正災害救助法が施行**され、同日、次の 9 市が災害救助法に基づく**救助実施市の指定**を受けた。

<指定を受けた市>

4 月 1 日効力発生：仙台市、川崎市、横浜市、相模原市、神戸市、岡山市、熊本市  
10 月 1 日効力発生：北九州市、福岡市

- また、同日、林横浜市長は、9 市を代表して、山本 順三内閣府特命担当大臣（防災）から、災害救助法に基づく救助実施市指定に伴う通知書の交付を受けた。

<指定通知書交付の様子>

